

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第10号

#### 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。</p>			<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年3月鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。</p>		
<p>（科等及び学年定員）</p> <p>第2条 養成課程、研究課程及び専門技術課程（以下「養成課程等」という。）の科又は専攻及び学年定員は、次のとおりとする。</p>			<p>（科等及び学年定員）</p> <p>第2条 養成課程、研究課程及び専門技術課程（以下「養成課程等」という。）の科又は専攻及び学年定員は、次のとおりとする。</p>		
課 程	科 又 は 専 攻	学年定員	課 程	科 又 は 専 攻	学年定員
略			略		
研究課程	果樹専攻・野菜専攻・花き専攻・畜産専攻	<u>校長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受</u>	研究課程	果樹専攻・野菜専攻・花き専攻・畜産専攻	<u>知事が別に定める人数</u>

けた大学  
校の長を  
いう。以  
下同じ。）  
が別に定  
める人数

略

(休業日)

第5条 養成課程等の休業日は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 夏季、冬季及び春季において校長が定める日

(4) 前3号に定めるもののほか、校長が定める日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

(臨時休業)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、校長は、非常  
変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を  
行わないことができる。

(授業科目及び授業時間数)

第6条 養成課程等の授業科目及び授業時間数は、別表の基準に従い、校長が別に定める。

(入学資格)

第10条 養成課程等に入学することができる者は、次のとおりとする。

課程	入学資格
略	
研究課程	大学校の養成課程を卒業した者又は <u>校長</u> がこれと同等以上の学力を有すると認められた者

(入学志願の手続)

第11条 養成課程等に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める書類

(入学の許可)

第12条 略

略

(休業日)

第5条 養成課程等の休業日は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 夏季、冬季及び春季において知事が定める日

(4) 前3号に定めるもののほか、知事が定める日

2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

(授業科目及び授業時間数)

第6条 養成課程等の授業科目及び授業時間数は、別表の基準に従い、知事が別に定める。

(入学資格)

第10条 養成課程等に入学することができる者は、次のとおりとする。

課程	入学資格
略	
研究課程	大学校の養成課程を卒業した者又は <u>知事</u> がこれと同等以上の学力を有すると認められた者

(入学志願の手続)

第11条 養成課程等に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(入学の許可)

第12条 略

2 前項の入校選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。ただし、校長が適当と認められた者については、学科試験の一部を免除することができる。

3 略

第12条の2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可申請書（様式第2号の2）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学許可申請書の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可申請書を提出した者の入学を許可するものとする。

3 校長は、前項の規定により入学許可申請書を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。

（入学の手続）

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

（1）及び（2）略

2 略

3 保証人に変更があったときは、新たに保証人となった者は、直ちに誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第14条 学生は、その住所若しくは氏名を変更したとき、又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

（休学及び退学）

第15条 学生は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、学生に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

（復学）

第16条 休学中の学生は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第7号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の入校選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。ただし、知事が適当と認められた者については、学科試験の一部を免除することができる。

3 略

第12条の2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可申請書（様式第2号の2）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の入学許可申請書の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可申請書を提出した者の入学を許可するものとする。

3 知事は、前項の規定により入学許可申請書を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。

（入学の手続）

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（1）及び（2）略

2 略

3 保証人に変更があったときは、新たに保証人となった者は、直ちに誓約書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（変更の届出）

第14条 学生は、その住所若しくは氏名を変更したとき、又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（休学及び退学）

第15条 学生は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、学生に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

（復学）

第16条 休学中の学生は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第7号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、学生に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(授業料等の減免)

第18条 条例第15条の規定による授業料、入校選抜手数料及び入校料(以下「授業料等」という。)の減免は、性行、学業とも良好な学生であって、授業料等の納付が困難であると認められるものについて行う。

2 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第8号)を校長に提出しなければならない。

(表彰)

第19条 校長は、学業が優秀で性行が善良であり、かつ、他の学生の模範となると認められる学生があるときは、これを表彰することができる。

## 第20条 削除

(学生寮への入寮)

第21条 養成課程の学生は、大学校の学生寮に入寮しなければならない。ただし、特別の理由があつて校長が認めた場合は、この限りでない。

(受講資格)

第23条 研修を受けることができる者は、研修の内容に応じて校長が定める者とする。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、学生に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(授業料等の減免)

第18条 条例第10条の規定による授業料、入校選抜手数料及び入校料(以下「授業料等」という。)の減免は、性行、学業とも良好な学生であって、授業料等の納付が困難であると認められるものについて行う。

2 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(表彰)

第19条 知事は、学業が優秀で性行が善良であり、かつ、他の学生の模範となると認められる学生があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第20条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、学生に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、学生が次の各号の一に該当するときに限り、行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当の理由がなくて出席が常でないとき。

(4) 大学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

(学生寮への入寮)

第21条 養成課程の学生は、大学校の学生寮に入寮しなければならない。ただし、特別の理由があつて知事が認めた場合は、この限りでない。

(受講資格)

第23条 研修を受けることができる者は、研修の内容に応じて知事が定める者とする。

(受講志願の手続)

第24条 研修を受けようとする者は、所定の受講願書を校長に提出しなければならない。

### 第27条 削除

(休業日)

第28条 略

- 2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日に開業することができる。
- 3 校長は、前項の規定により臨時に休業し、又は休業日に開業するときは、あらかじめその旨を大学校に掲示しなければならない。

(利用の申込み等)

- 第29条 条例第10条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第10号による申込書に必要に応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の7日前までに、校長に提出しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。
- 2 校長は、利用許可をしたときは、様式第11号により通知するものとする。

(受講志願の手続)

第24条 研修を受けようとする者は、所定の受講願書を知事に提出しなければならない。

(受講の許可の取消し)

第27条 知事は、研修の受講者が次の各号の一に該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当の理由がなくて出席が常でないとき。
- (2) 大学校の秩序を乱し、その他研修の受講者としての本分に反したとき。

(休業日)

第28条 略

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日に開業することができる。
- 3 知事は、前項の規定により臨時に休業し、又は休業日に開業するときは、あらかじめその旨を大学校に掲示しなければならない。

(利用の申込み等)

- 第29条 条例第8条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第10号による申込書に必要に応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の7日前までに、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。
- 2 知事は、利用許可をしたときは、様式第11号により通知するものとする。

(行為の制限等)

第30条 大学校においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 大学校の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 大学校の所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 大学校の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれの

ある者に対しては、大学校の施設の利用を拒み、又は大学校からの退去を命じることができる。

(措置命令等)

第31条 知事は、大学校の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用許可の取消し)

第32条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条の命令又は指示に従わないとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) その他大学校の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

第30条から第32条まで 削除

(施設設備の滅失等の届出)

第33条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、大学校の施設設備を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を校長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第34条 利用者は、大学校の施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を校長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(使用料の納付)

第35条 条例第11条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国際農業交流館(宿泊室を除く。)の施設を学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の

(施設設備の滅失等の届出)

第33条 利用者は、大学校の施設設備を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第34条 利用者は、大学校の施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(使用料の納付)

第35条 条例第9条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第36条 条例第10条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国際農業交流館(宿泊室を除く。)の施設を学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の

<p>規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって<u>校長</u>が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして<u>校長</u>が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の<u>校長</u>が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他<u>校長</u>が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) その他<u>校長</u>が特に必要があると認めたととき。</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、様式第12号による申請書を<u>校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって<u>知事</u>が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして<u>知事</u>が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の<u>知事</u>が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他<u>知事</u>が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) その他<u>知事</u>が特に必要があると認めたととき。</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、様式第12号による申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。